



島根県報

令和4年5月20日（金）

第 312 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障 がい 福 祉 課) 2

自立支援医療機関の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 3

自立支援医療機関の指定

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定施業要件の変更 (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 5

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 6

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

【公安告示】

駐車監視員資格者講習の実施 (警 察 本 部) 6

交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施 (") 8

雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施 (") 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る規定の整備（第70条の6関係）

2 施行期日

令和4年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第61号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第70条の6中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

告 示

島根県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
クローバー薬局	松江市大庭町1801-2	精神通院医療	令和4年4月27日
ウェルネス薬局学園南店	松江市学園南二丁目11-38	精神通院医療	令和4年4月30日
エスマイル薬局東出雲店	松江市東出雲町掛屋1180-8	精神通院医療	令和4年5月1日
豆の木在宅診療所	出雲市浜町536-3	精神通院医療	令和4年5月1日
ファーマシィ薬局神前	出雲市塩冶神前二丁目1-25	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年5月1日
訪問看護ステーションのぎ	安来市実松町98-1	更生医療	令和4年5月1日
安来市医師会訪問看護ステーション	安来市伯太町安田1700	精神通院医療	令和4年5月1日
訪問看護ステーションコミケア	雲南市三刀屋町三刀屋1065番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年5月1日

島根県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
漢方女性クリニック・mio	松江市朝日町498松江センタービル 2階	精神通院医療	令和4年5月1日
小池医院	浜田市日脚町996番地6	精神通院医療	令和4年5月1日
平安堂薬局あらき店	出雲市大社町北荒木1086-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年5月1日
新崎薬局	出雲市大津新崎町六丁目2番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年5月1日
かいじょう薬局	出雲市塩冶町1560-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年5月1日
クローバー薬局平田店	出雲市万田町531番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年5月9日

島根県告示第418号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市有福温泉町本明994から996まで、994-1、996-1、1377-1、1379、1379-1、1380-3、1380-5、1381、1383（次の図に示す部分に限る。）、1385-1、1385-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有福温泉町本明994から996まで、994-1、996-1、1377-1、1379、1383、1385-1、1385-3（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 準伐期齢以上のものとする。

獲 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第420号

令和4年島根県告示第180号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市日脚町625、1355-6、1359、1373	佐々木 攻
浜田市日脚町694、695	波多野 延治
浜田市日脚町1333、1334、1337、1337-続1	大谷 孫衛 佐々木 寛 志波 チヨノ
浜田市日脚町1342	浜崎 又次
浜田市日脚町1344-2、1347、1348-2、1355-1、1355-4、1403	大谷 益太 佐々木 利三郎 山根 運太
浜田市日脚町1344-2、1347、1348-2、1355-1、1355-4、1355-5、1403	志波 貞市
浜田市日脚町1354、1376、1376-内第1	佐々木 孝三郎 佐々木 政次 山根 東三郎
浜田市日脚町1355-5	佐々木 寛 末田 平治
浜田市日脚町1355-7	前原 豊弘
浜田市穂出町ハ214	小野 ハツヨ
浜田市穂出町ハ243-1	堀尾 義則
浜田市穂出町口237-内1	下浦 光太郎
浜田市穂出町口245、口246-1	上野 美恵子
浜田市松原町435	松下 康博

島根県告示第421号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 下茅場A
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡邑南町中野3599番1	1号、8号、9号及び13号
〃 3601番1	2号及び3号
〃 3602番1	4号から6号まで
〃 3602番	7号
〃 3600番1	10号から12号まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月25日から令和5年3月28日まで
- 3 作業地域
出雲市東園町外地内

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第38号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

- 1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

- (1) 講習期日

内 容	日	時

講 習	期 日	令和4年7月13日（水）及び同月14日（木）
	時 間	受付 午前7時45分から午前8時15分まで 講義 午前8時30分から午後5時10分まで
修了考査	期 日	令和4年7月21日（木）
	時 間	受付 午後0時45分から午後1時15分まで 考査 午後1時30分から午後2時30分まで 発表 午後3時30分から午後4時まで

(2) 講習場所

松江市殿町8番地1 島根県警察本部（電話 0852-26-0110）

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の各警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。

(2) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

令和4年5月30日（月）から同年6月17日（金）まで

ただし、持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く。郵送する場合は、6月17日（金）必着とする。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参する場合であって、代理人が提出するときは、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。郵送する場合は、書留郵便とすること。

エ 提出先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部交通部交通指導課 取締企画・駐車対策係

(3) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講手数料 20,000円（相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、4の(2)に該当する場合を除き、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票（申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。）

イ 筆記用具

4 その他留意事項

(1) 受講に当たっては、マスクを持参し着用すること。来場時に体温検査を実施するが、発熱又は新型コロナウイルス感染症の症状が確認された場合は、受講できない。

(2) 今後、新型コロナウイルス感染状況によっては、講習を急遽中止する可能性がある。この場合は、納付された受講手

教材を返還する。

5 問合せ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話0852-26-0110 内線5118、5119

島根県公安委員会告示第39号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和4年8月31日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和4年10月13日（木）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和4年8月31日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和4年9月29日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。

○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
--

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑

事)課(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第40号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

令和4年5月20日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和4年8月31日(水)午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和4年10月20日(木)午前9時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和4年8月31日(水)午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和4年10月6日(木)午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。